

# 県制150周年記念ツアー

10 大崎市／色麻町／加美町 県北地域

## そば打ち体験 シャクヤク観賞と酒蔵見学

出発日

5月22日(日)

募集定員

(最少催行人員15名)  
1名様より申込み可能

20名

旅行代金

(大人お一人様)

7,800円

(子供お一人様)

7,800円

バス会社

第一観光バス

お問い合わせ先

みやぎ大崎観光公社

TEL.0229-25-9620

宮城県大崎市七日町3-10 醸室 蔵10

宮城県知事登録旅行業第2-346号 一般社団法人全国旅行業協会正会員

### ツアーのポイント

- 古民家を再生活用した滝庭の関・駒庄でそば打ち体験を楽しむことができます。(昼食は自分で打ったおそばをお召し上がりいただけます。)
- はた織伝習館では、作品が雑誌にも取り上げられている染織家による貴重なお話を耳を傾け、日本の伝統文化を学びます。
- 加美町の台所、やくらい土産センター・山の幸センターに立ち寄り、地元ならではの新鮮な野菜や山の幸など豊かな食材のお買い物をお楽しみください。
- 約1万株の赤や白のシャクヤクが咲く愛宕山公園で思いの時間をお過ごしください。
- 1957年設立の寒梅酒造。酒蔵見学を通じて“日本酒の奥深さ”や、見学後の試飲で“おいしさ”をご体感ください。



### ■昼食付き／全行程添乗員・バスガイド同行



※集合場所については、P26をご参照ください。

## 〈ご旅行条件〉 ここに記載のない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)によります

### ○募集型企画旅行契約

この旅行は、一般社団法人みやぎ大崎観光公社(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレットに記載された条件及び確定書面、当社旅行業約款募集型企画旅行の部によります。当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### ○旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(普通席)、宿泊費、食事代、観光の代金(入場料、ガイド料)、及び消費税等の諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。また、コースに含まれない見学料・食事代・交通費等の諸費用及び個人的費用及びご自宅から集合場所までの交通費・宿泊費は含みません。

### ○お申込み条件

20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

### ○旅行のお申し込みと契約成立の時期・旅行代金のお支払い

当社指定の旅行申込書(以下、「申込書」という)に所定の事項を記載の上、申込金を添えて当社に提出しなければなりません。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。当社は電話その他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合当社が予約の承諾と申込金の受理をもって成立するものとします。旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

### ○最終日程表

当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表(確定書面)を遅くとも旅行開始日の前日まで

にお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しいたすることがあります。

### ○お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。

### ○取消料

契約成立後お客様の都合で契約を解除されるときは、旅行代金に対しておひとりさまにつき次に定める取消料を申し受けます。旅行解除の期日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日～8日前・20%、7日～2日前・30%、前日・40%、当日(旅行開始前まで)50%、旅行開始後又は無連絡不参加100%。ただし日帰り旅行の場合、11日前までの旅行解除は取消料無料です。

### ○特別補償

当社は当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行の部)別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に被った急激かつ偶然な事故により、その身体、生命、又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

### ○個人情報の取り扱い

当社は申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様とごとの連絡のためにご利用させて頂くほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等のサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。その他、当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、特典サービスの提供等にお客様の個人情報をご利用させて頂くことがあります。

### ○旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件および旅行代金の基準日は2022年2月1日を基準としています。

- 国内旅行傷害保険加入のすすめ 安心してご旅行をしていただく為、お客様ご自身で保険をかけられることをおすすめいたします。

宮城県知事登録旅行業第2-346号  
一般社団法人 みやぎ大崎観光公社